

自動車保険 商品パンフレットの比較

項目	D社	E社	F社				
補償内容	<p>対人賠償保険</p> <p>ご契約のお車を運転中等の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の保険金をお支払いします。</p> <p>対人賠償保険金 他人を死傷させたことにより損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える損害賠償額について、被害者1名につき保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>費用 実際に負担された次の費用について、対人賠償保険金とあわせてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害防止軽減費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用 <p>対人臨時費用保険金 被害者が死亡された場合は1名につき15万円、被害者が入院された場合は1名につき3万円をお支払いします。</p> <p>対人臨時費用(定額払)特約によりお支払いします。</p>	<p>【対象となる損害または傷害】</p> <p>ご契約のお車による事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険等で支払われるべき金額を超える部分について保険金をお支払いします。</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>被害者1名あたりの損害賠償額を保険金額(ご契約金額)を限度としてお支払いします。</p> <p>保険金額とは別枠で、被害者が死亡の場合には15万円を、入院3日以上の場合には3万円を臨時費用保険金としてお支払いします。</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】</p> <p>ご契約のお車の所有・使用・管理に起因する自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>被害者の方1名につき次の保険金をお支払いします(保険金額限度)。</p> $\boxed{\text{法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{損害防止のための費用等}} - \boxed{\text{自賠責保険等の支払額}}$ <p>上記保険とは別に、次の保険金をお支払いします(主なもの)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対人臨時費用保険金 <ul style="list-style-type: none"> 被害者の方が死亡した場合...15万円 被害者の方が3日以上入院した場合...3万円 ・弊社の同意を得て支出した折衝・示談に関する費用 				
対物賠償保険	<p>ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の保険金をお支払いします。</p> <p>対物賠償保険金 他人の財物に損害を与えたことにより損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額から免責金額を差し引いた額について、保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>費用 実際に負担された次の費用について、対物賠償保険金とあわせてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害防止軽減費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・落下物取片づけ費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用 	<p>【対象となる損害または傷害】</p> <p>ご契約のお車による事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>1事故あたりの損害賠償額を保険金額(ご契約金額)を限度としてお支払いします。</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】</p> <p>ご契約のお車の所有・使用・管理に起因する自動車事故により、他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>1事故につき次の保険金をお支払いします(保険金額限度)。</p> $\boxed{\text{法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{損害防止のための費用等}} - \boxed{\text{代位取得したものの価額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額(自己負担額)}}$ <p>上記保険とは別に、次の保険金をお支払いします(主なもの)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社の同意を得て支出した折衝・示談に関する費用 				
人身傷害保険	<p>事故により被保険者が死傷された場合に次の保険金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、次の2つのタイプからお選びいただけます。</p> <table border="1"> <tr> <td>スタンダードタイプ¹ 【交通事故特約をセットする場合】</td> <td>自動車事故および交通事故により死傷された場合に、保険金をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>シンプルタイプ 【傷害の契約車両搭乗のみ担保特約をセットする場合】</td> <td>ご契約のお車に搭乗中の事故により死傷された場合に限り、保険金をお支払いします。</td> </tr> </table> <p>1 スタンダードタイプは、記名被保険者が個人の場合にお選びいただけます。ただし、ご契約のお車と、ご契約のお車以外でご自身またはそのご家族が所有または常時使用されるお車のいずれにもスタンダードタイプをお選びいただいた場合は、補償の重複が生じますのでご注意ください。</p> <p>人身傷害保険金 死傷された場合に、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等の損害²について、被保険者の過失分を含め、被保険者1名につき保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>2 損害額の認定は、約款に記載された基準に従い弊社で行わせていただきます。相手からの賠償金や労働者災害補償制度による給付等、損害を補償するために支払われる額については、原則としてその額を差し引いて保険金をお支払いします。</p> <p>費用 実際に負担された次の費用について、人身傷害保険金とあわせてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害防止軽減費用 ・権利保全行使費用 	スタンダードタイプ ¹ 【交通事故特約をセットする場合】	自動車事故および交通事故により死傷された場合に、保険金をお支払いします。	シンプルタイプ 【傷害の契約車両搭乗のみ担保特約をセットする場合】	ご契約のお車に搭乗中の事故により死傷された場合に限り、保険金をお支払いします。	<p>【対象となる損害または傷害】</p> <p>次のいずれかの事故により被保険者(記名被保険者またはその同居の親族などの方)が死亡したり、身体に後遺障害または傷害(被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏づける医学的他覚所見のないものを除きます。)を被った場合に、当社が定めた支払基準に基づいて算出した保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約のお車または他の自動車()に乗車中や歩行中の自動車事故 ・電車・航空機などの乗り物に搭乗中の事故等 ・犯罪加害行為により生命または身体が害される事故 <p>他の自動車とは、二輪自動車、原動機付自転車以外の自動車をいいます。ただし、記名被保険者・配偶者、これらの同居の親族が所有または主として使用している自動車や被保険者が業務のために使用している間の被保険者の使用者が所有する自動車を除きます。</p> <p>人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ担保特約 ご契約のお車に搭乗中の事故に限って補償する特約です。記名被保険者が個人の場合には、ご希望により付帯され、法人の場合には自動的に付帯されます。</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>保険金額(ご契約金額)を1名ごとの最高支払限度額とし()、加害自動車の自賠責保険または賠償義務者からすでに取得した損害賠償金などを差し引いた額をお支払いします。</p> <p>所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合には、保険金額の2倍(ただし、保険金額無制限の場合は無制限)を支払限度額とします。</p> <p>保険金額とは別枠で、被保険者が死亡した場合には15万円、入院3日以上の場合には3万円を臨時費用保険金としてお支払いします。</p> <p>保険金額とは別枠で、被保険者の家族が事故地まで赴くための往復の交通費および現地での宿泊費用に対して、1回の事故につき、死亡または入院した被保険者1名につき20万円または家族2名分のいずれか低い額を限度(宿泊費用は家族1名につき1泊かつ1万円が限度)にその実費を家族駆け付け費用保険金としてお支払いします。</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】</p> <p>自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方(注²)が死傷された場合(注²)記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚の子(婚姻歴のない方、以下同様)は、歩行中やご契約のお車以外のお車に乗車中も補償対象となります。</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>被保険者1名につき、保険金額を限度に次の保険金をお支払いします。ただし、被保険者が被った後遺障害が重度の場合で、かつ、介護を必要とする場合は保険金額の2倍を限度にお支払いします。</p> <p>約款に規定する所定の重度後遺障害をいいます。(例)両眼の失明、両脚の切断などお客様の損害額を、相手方からの賠償に先行して保険金をお支払いする場合および相手方のいない単独事故の場合</p> $\boxed{\text{人身傷害補償条項損害額基準により決定された額}} + \boxed{\text{損害防止のための費用等}} - \boxed{\text{自賠責保険・労災保険・相手方の対人賠償保険等の支払額}}$ <p>相手方からの賠償に先行して、人身傷害補償保険における損害額にお客様の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いする場合(注)</p> $\boxed{\text{人身傷害補償条項損害額基準により決定された額}} \times \boxed{\text{お客様の過失割合}} + \boxed{\text{損害防止のための費用等}} - \boxed{\text{労災保険等の支払額}}$ <p>お客様と相手方との示談等の後に保険金をお支払いする場合</p> $\boxed{\text{人身傷害補償条項損害額基準により決定された額}} + \boxed{\text{損害防止のための費用等}} - \boxed{\text{自賠責保険・労災保険・相手方の対人賠償保険等の支払額}}$ <p>ただし、次の算式により算出された額の方が高い場合は、次の額を保険金としてお支払いします(注)。</p> $\boxed{\text{人身傷害補償条項損害額基準により決定された額}} \times \boxed{\text{お客様の過失割合}} + \boxed{\text{損害防止のための費用等}} - \boxed{\text{労災保険等の支払額}}$ <p>(注)自賠責保険等から支払われる額が(人身傷害補償条項損害額基準により決定された額)×(相手方の過失割合)により算出された額より大きい場合は、その差額分</p>
スタンダードタイプ ¹ 【交通事故特約をセットする場合】	自動車事故および交通事故により死傷された場合に、保険金をお支払いします。						
シンプルタイプ 【傷害の契約車両搭乗のみ担保特約をセットする場合】	ご契約のお車に搭乗中の事故により死傷された場合に限り、保険金をお支払いします。						

項目	D社	E社	F社										
			<p>についてお支払いする保険金が少なくなります。 上記保険金とは別に被保険者1名につき次の保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身傷害臨時費用保険金 被保険者の方が死亡された場合15万円をお支払いします。 ・人身傷害入院時追加保険金（人身傷害の入院時追加保険金特約） 被保険者の方が3日以上入院された場合、右表の額をお支払いします。 <table border="1" data-bbox="2377 331 2875 394"> <tr> <td>入院日数</td> <td>3～9日</td> <td>10～19日</td> <td>20日以上</td> </tr> <tr> <td>お支払額</td> <td>5万円</td> <td>15万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	入院日数	3～9日	10～19日	20日以上	お支払額	5万円	15万円	25万円		
入院日数	3～9日	10～19日	20日以上										
お支払額	5万円	15万円	25万円										
<p>自損事故保険（特約）</p>	<p>自賠償保険等からお支払いを受けることができない事故により死傷された場合で、人身傷害保険金が支払われないときに、次の保険金をお支払いします。</p> <p>死亡保険金 死亡された場合に、1,500万円をお支払いします。</p> <p>後遺障害保険金 後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて50万円～2,000万円をお支払いします。</p> <p>介護費用保険金 重度後遺障害が生じ、介護が必要と認められる場合に、200万円をお支払いします。</p> <p>医療保険金 入院された場合に、平常の生活または平常の業務に従事できる程度に治った日までの日数に応じて、入院日数1日につき6,000円、通院日数1日につき4,000円をお支払いします。ただし、100万円を限度とします。</p>	<p>【対象となる損害または傷害】 電柱との衝突または崖からの転落などの自損事故で、運転者・搭乗者・保有者が死亡したり、身体に後遺障害または傷害（被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。）を被った場合で、それによって生じた損害について自賠償保険などから支払いが受けられないときに保険金をお支払いします。</p> <p>【お支払いする保険金】 死亡保険金1名あたり1,500万円 後遺障害保険金 ...1名あたり50～2,000万円 医療保険金.....1名あたり日常生活または業務に支障のある治療日数1日につき入院の場合6,000円、通院の場合4,000円。ただし1回の事故につき1名100万円を限度とし、保険金額（ご契約金額）とは別枠でお支払いします。 所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合には、介護費用保険金として1名につき200万円を保険金額とは別枠でお支払いします。 人身傷害補償保険による保険金が支払われる場合、この特約による保険金は支払われません。</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】 自動車事故でご契約のお車の所有者・運転者または乗車中の方が死傷された場合</p> <p>【お支払いする保険金】 被保険者1名につき次の保険金をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="2119 594 2875 995"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th> <th>お支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>1,500万円 (注)後遺障害保険金と合わせて1,500万円限度</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>重度後遺障害を被り介護が必要な場合 ・後遺障害等級が第1級の場合...2,000万円 ・後遺障害等級が第2級の場合...1,500万円 上記 以外の場合 後遺障害の程度により1,500万円～50万円</td> </tr> <tr> <td>介護費用保険金</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>医療保険金</td> <td>平常の生活または業務に従事できる程度に治った日までの期間における治療日数1日につき、入院6,000円、通院4,000円（注）100万円限度</td> </tr> </tbody> </table>	保険金の種類	お支払額	死亡保険金	1,500万円 (注)後遺障害保険金と合わせて1,500万円限度	後遺障害保険金	重度後遺障害を被り介護が必要な場合 ・後遺障害等級が第1級の場合...2,000万円 ・後遺障害等級が第2級の場合...1,500万円 上記 以外の場合 後遺障害の程度により1,500万円～50万円	介護費用保険金	200万円	医療保険金	平常の生活または業務に従事できる程度に治った日までの期間における治療日数1日につき、入院6,000円、通院4,000円（注）100万円限度
保険金の種類	お支払額												
死亡保険金	1,500万円 (注)後遺障害保険金と合わせて1,500万円限度												
後遺障害保険金	重度後遺障害を被り介護が必要な場合 ・後遺障害等級が第1級の場合...2,000万円 ・後遺障害等級が第2級の場合...1,500万円 上記 以外の場合 後遺障害の程度により1,500万円～50万円												
介護費用保険金	200万円												
医療保険金	平常の生活または業務に従事できる程度に治った日までの期間における治療日数1日につき、入院6,000円、通院4,000円（注）100万円限度												
<p>無保険車傷害保険（特約）</p>	<p>無保険車等との事故により傷害を被り、死亡された場合または後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な補償が得られないときに、次の保険金をお支払いします。</p> <p>相手の方が負担すべき損害賠償額について、人身傷害保険金が支払われる場合は、保険金を重ねてはお支払いせず、すでに人身傷害保険金が支払われている場合は、その額を差し引いてお支払いします。</p> <p>無保険車傷害保険金 相手の方が負担すべき損害賠償額から、無保険車等の自賠償保険により支払われる金額等を差し引いた額について、被保険者1名につき2億円（対人賠償保険の保険金額が2億円未満の場合は、その額）を限度としてお支払いします。</p> <p>費用 実際に負担された次の費用について、無保険車傷害保険金とあわせてお支払いします。 ・損害防止軽減費用 ・権利保全行使費用</p>	<p>【対象となる損害または傷害】 ご契約のお車に乗車中の方が、他の自動車との事故で死亡したり後遺障害（被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。）を被り、それによって生じた損害について法律上の損害賠償を請求することができる場合であって、加害自動車に対人賠償保険などが付いていないなどのため、十分な損害賠償が受けられないときに保険金をお支払いします。 また、記名被保険者が個人の場合、記名被保険者またはその同居の親族などの方が歩行中または他の車に乗車中に同様の事故に遭われた場合にも保険金をお支払いします。</p> <p>【お支払いする保険金】 保険金額（ご契約金額）が1名ごとの支払限度額となります。ただし、加害自動車に対人賠償保険が付いているとき、または他の無保険車傷害保険（特約）の適用があるときは、その保険金額のうちいずれが高い額を被保険自動車の保険金額から差し引いた額を限度とします。 保険金額とは別枠で、被保険者が死亡した場合には15万円、入院3日以上の場合には3万円を臨時費用保険金としてお支払いします。 人身傷害補償保険とは、重複して保険金は支払われません。</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】 賠償能力が十分でない無保険車との事故により、ご契約のお車に乗車中の方^(注2)が死亡または後遺障害を被った場合 (注2)記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚の子（婚姻歴のない方、以下同様）は、歩行中やご契約のお車以外のお車に乗車中も補償対象となります。</p> <p>【お支払いする保険金】 被保険者1名につき次の保険金をお支払いします（保険金額限度）。</p> <table border="1" data-bbox="2119 1289 2837 1346"> <tr> <td>法律上の損害賠償責任の額</td> <td>+</td> <td>損害防止のための費用等</td> <td>-</td> <td>自賠償保険、対人賠償保険等の支払額</td> </tr> </table>	法律上の損害賠償責任の額	+	損害防止のための費用等	-	自賠償保険、対人賠償保険等の支払額					
法律上の損害賠償責任の額	+	損害防止のための費用等	-	自賠償保険、対人賠償保険等の支払額									
<p>搭乗者傷害保険</p>	<p>ご契約のお車に搭乗中の事故により被保険者が死傷された場合に、次の保険金をお支払いします。</p> <p>死亡保険金 事故日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>後遺障害保険金 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>医療保険金 事故日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、次の額をお支払いします。 ・入院の日数が5日未満の場合：5日未満入院給付金として一律1万円 ・入院の日数が5日以上の場合：部位・症状別入院給付金として傷害の部位・症状に応じた金額</p>	<p>【対象となる損害または傷害】 ご契約のお車に乗車中の方（運転者を含みます）が、自動車事故によって180日以内に死亡したり後遺障害を被った場合、または傷害（被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。）を被り、事故発生日から180日以内に入・通院された場合に保険金をお支払いします。 なお、1名あたりのお支払い額は、1名あたり保険金額（ご契約金額）が限度となります。（ただし医療保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金および座席ベルト装着者特別保険金は、保険金額とは別枠でお支払いします。）</p> <p>【お支払いする保険金】 死亡保険金.....1名あたり保険金額（ご契約金額）の全額</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】 自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷された場合</p> <p>【お支払いする保険金】 被保険者1名につき次の保険金をお支払いします。 (お支払い対象期間は、いずれの保険金も事故日から180日を経過した日が限度となります)</p> <table border="1" data-bbox="2119 1808 2875 1955"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th> <th>お支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>保険金額 (注)後遺障害保険金と合わせて保険金額限度</td> </tr> <tr> <td>座席ベルト装着者特別保険金</td> <td>保険金額の30% (300万円限度)</td> </tr> </tbody> </table>	保険金の種類	お支払額	死亡保険金	保険金額 (注)後遺障害保険金と合わせて保険金額限度	座席ベルト装着者特別保険金	保険金額の30% (300万円限度)				
保険金の種類	お支払額												
死亡保険金	保険金額 (注)後遺障害保険金と合わせて保険金額限度												
座席ベルト装着者特別保険金	保険金額の30% (300万円限度)												

項目	D社	E社	F社																																																																																																																																																																
	<table border="1" data-bbox="557 191 1308 653"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位・症状別入院給付金の支払額基準 (単位:万円)</th> <th rowspan="2">部位</th> <th colspan="3">顔面部</th> <th rowspan="2">頸部</th> <th rowspan="2">頭部、または 腕部、または 胸部、または 腰部</th> <th colspan="2">上肢</th> <th colspan="2">下肢</th> </tr> <tr> <th>を 除く 歯</th> <th>眼</th> <th>歯</th> <th>除く 手 指</th> <th>手 指</th> <th>除く 足 指</th> <th>足 指</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>症状 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、筋の損傷もしくは断裂(完全に切断されないもの)または腱の損傷もしくは断裂(完全に切断されないもの)</td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>挫創または挫減創</td> <td>15</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>筋または腱の断裂(完全に切断されるもの)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>65</td> <td>65</td> <td>35</td> <td>25</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>骨折または脱臼</td> <td>65</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td>80</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>15</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>欠損または切断</td> <td></td> <td>20</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60</td> <td>25</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫</td> <td>90</td> <td></td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神経(脊髄を除く)の損傷または断裂</td> <td>90</td> <td>40</td> <td>60</td> <td></td> <td>40</td> <td></td> <td>40</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>脊髄の損傷または断裂</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>120</td> <td></td> <td>120</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴うもの)または眼球の損傷もしくは破裂</td> <td></td> <td></td> <td>60</td> <td></td> <td></td> <td>90</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴わないもの)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>55</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>熱傷</td> <td>10</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)胸部または腹部には、胸骨、肋骨、鎖骨および肩甲骨を含みます。 (注2)同一の事故により被った傷害の部位および症状が複数の項目に該当する場合、それぞれの項目により支払われる金額のうち、もっとも高い金額をお支払いします。</p> <p>医療保険金(部位・症状別)倍額払特約をセットいただいた場合は、5日未満入院給付金および部位・症状別入院給付金の額を2倍にお支払いします。</p> <p>医療保険金のお支払方法は、「日数払」もお選びいただけます。 日数払の場合は事故日からその日を含めて180日以内に入通院された場合に、平常の生活または平常の業務に従事できる程度に治った日までの日数に応じて、入院日数1日につき入院保険金日額、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。 搭乗者傷害の医療保険金(日数払)特約をセットする場合があります。</p> <p>座席ベルト装着者特別保険金 座席ベルトを装着中の事故により傷害を被り、事故日からその日を含めて180日以内に死亡され、死亡保険金をお支払いする場合に、保険金額の30%(300万円限度)をお支払いします。</p> <p>重度後遺障害特別保険金 事故日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害が生じ、介護が必要と認められる場合に、保険金額の10%(100万円限度)をお支払いします。</p> <p>重度後遺障害介護費用保険金 事故日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害が生じ、介護が必要と認められる場合に、後遺障害保険金の50%(500万円限度)をお支払いします。</p>	部位・症状別入院給付金の支払額基準 (単位:万円)	部位	顔面部			頸部	頭部、または 腕部、または 胸部、または 腰部	上肢		下肢		を 除く 歯	眼	歯	除く 手 指	手 指	除く 足 指	足 指	症状 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、筋の損傷もしくは断裂(完全に切断されないもの)または腱の損傷もしくは断裂(完全に切断されないもの)	5	5			5	5	5	5	5	5	挫創または挫減創	15	10			10	15	15	10	10	10	筋または腱の断裂(完全に切断されるもの)						65	65	35	25	35	骨折または脱臼	65	30			80	30	60	30	15	50	欠損または切断		20		10				60	25	75	頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	90		30								神経(脊髄を除く)の損傷または断裂	90	40	60		40		40	40	30	40	脊髄の損傷または断裂					120		120				臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴うもの)または眼球の損傷もしくは破裂			60			90					臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴わないもの)					55						熱傷	10	10			5	10	10	5	5	5	その他	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	<p>後遺障害保険金.....1名あたり保険金額の4~100%の額 医療保険金 以下の保険金をお支払いします。 部位・症状別入院給付金 入・通院日数が5日以上の場合に、傷害を被った部位・症状に応じて当社が定める保険金支払額表に該当する金額 救急救命医療加算金 2日以上ICU(集中治療室)で救命救急医療を受けたときは、20万円(が支払われる場合に限り。) 治療給付金 治療を開始した場合に、1万円 所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合には、重度後遺障害特別保険金として1名あたり保険金額の10%(100万円限度)を、重度後遺障害介護費用保険金として1名あたり後遺障害保険金の50%(500万円限度)をそれぞれ加算してお支払いします。 シートベルト(チャイルドシートを含みます。)を装着中に道路で事故により死亡した場合は1名あたり保険金額の30%(300万円限度)を座席ベルト装着者特別保険金として加算してお支払いします。</p>	<table border="1" data-bbox="2122 205 2858 913"> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>後遺障害の程度に応じ、保険金額の100%~4%</td> </tr> <tr> <td>重度後遺障害特別保険金</td> <td>保険金額の10%(100万円限度)</td> </tr> <tr> <td>重度後遺障害介護費用保険金</td> <td>後遺障害保険金の50%(500万円限度)</td> </tr> <tr> <td>チャイルドシート 重度後遺障害追加 保険金</td> <td>保険金額の30%(300万円限度)</td> </tr> <tr> <td>医療保険金</td> <td> <p><日数払の場合> 平常の生活または業務に従事できる程度に治った日までの期間における治療日数1日につき ・入院の場合： 保険証券記載の入院保険金日額 ・通院の場合： 保険証券記載の通院保険金日額 <部位・症状別払の場合>^{1 2} ・入・通院日数が4日以内の場合： 一律1万円 ・入・通院日数が5日以上の場合： 傷害を被った部位・症状に応じて弊社が定める「部位・症状別保険金支払額表」に該当する金額</p> </td> </tr> </table> <p>1「部位・症状別払」とは、医療保険金につき、受傷部位・症状に応じて約款に定める金額をお支払いするものです(搭乗者傷害保険の部位・症状別保険金支払特約)。 2「部位・症状別払」の医療保険金のお支払額を2倍にお支払いする「部位・症状別倍額払」(搭乗者傷害保険の部位・症状別保険金倍額支払特約)もございません。</p>	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じ、保険金額の100%~4%	重度後遺障害特別保険金	保険金額の10%(100万円限度)	重度後遺障害介護費用保険金	後遺障害保険金の50%(500万円限度)	チャイルドシート 重度後遺障害追加 保険金	保険金額の30%(300万円限度)	医療保険金	<p><日数払の場合> 平常の生活または業務に従事できる程度に治った日までの期間における治療日数1日につき ・入院の場合： 保険証券記載の入院保険金日額 ・通院の場合： 保険証券記載の通院保険金日額 <部位・症状別払の場合>^{1 2} ・入・通院日数が4日以内の場合： 一律1万円 ・入・通院日数が5日以上の場合： 傷害を被った部位・症状に応じて弊社が定める「部位・症状別保険金支払額表」に該当する金額</p>
部位・症状別入院給付金の支払額基準 (単位:万円)	部位			顔面部					頸部	頭部、または 腕部、または 胸部、または 腰部	上肢		下肢																																																																																																																																																						
		を 除く 歯	眼	歯	除く 手 指	手 指	除く 足 指	足 指																																																																																																																																																											
症状 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、筋の損傷もしくは断裂(完全に切断されないもの)または腱の損傷もしくは断裂(完全に切断されないもの)	5	5			5	5	5	5	5	5																																																																																																																																																									
挫創または挫減創	15	10			10	15	15	10	10	10																																																																																																																																																									
筋または腱の断裂(完全に切断されるもの)						65	65	35	25	35																																																																																																																																																									
骨折または脱臼	65	30			80	30	60	30	15	50																																																																																																																																																									
欠損または切断		20		10				60	25	75																																																																																																																																																									
頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	90		30																																																																																																																																																																
神経(脊髄を除く)の損傷または断裂	90	40	60		40		40	40	30	40																																																																																																																																																									
脊髄の損傷または断裂					120		120																																																																																																																																																												
臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴うもの)または眼球の損傷もしくは破裂			60			90																																																																																																																																																													
臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴わないもの)					55																																																																																																																																																														
熱傷	10	10			5	10	10	5	5	5																																																																																																																																																									
その他	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10																																																																																																																																																									
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じ、保険金額の100%~4%																																																																																																																																																																		
重度後遺障害特別保険金	保険金額の10%(100万円限度)																																																																																																																																																																		
重度後遺障害介護費用保険金	後遺障害保険金の50%(500万円限度)																																																																																																																																																																		
チャイルドシート 重度後遺障害追加 保険金	保険金額の30%(300万円限度)																																																																																																																																																																		
医療保険金	<p><日数払の場合> 平常の生活または業務に従事できる程度に治った日までの期間における治療日数1日につき ・入院の場合： 保険証券記載の入院保険金日額 ・通院の場合： 保険証券記載の通院保険金日額 <部位・症状別払の場合>^{1 2} ・入・通院日数が4日以内の場合： 一律1万円 ・入・通院日数が5日以上の場合： 傷害を被った部位・症状に応じて弊社が定める「部位・症状別保険金支払額表」に該当する金額</p>																																																																																																																																																																		
<p>車両保険</p>	<p>衝突、接触等の偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、次の保険金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、次の2つのタイプからお選びいただけます。</p> <table border="1" data-bbox="557 1528 1308 1795"> <tr> <td>一般車両保険</td> <td>衝突・接触、火災・爆発・盗難・いたずら、物の飛来・落下、あて逃げ、墜落・転覆等の偶然な事故全般について、保険金をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>エコノミーワイド</td> <td>お支払いの対象となる事故の範囲を限定し、相手自動車との衝突・接触事故および火災・爆発・盗難・いたずら等のお車の走行に起因しない事故に限り保険金をお支払いします。ただし、衝突・接触事故の場合は、相手自動車およびその運転者(または所有者)が確認できた場合に限りお支払いします。</td> </tr> </table> <p>車両損害保険金 ご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から免責金額を差し引いた額について、保険金額を限度としてお支払いします。ただし、全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。</p> <p>費用 実際に負担された次の費用について、車両損害保険金とあわせてお支払いします。</p>	一般車両保険	衝突・接触、火災・爆発・盗難・いたずら、物の飛来・落下、あて逃げ、墜落・転覆等の偶然な事故全般について、保険金をお支払いします。	エコノミーワイド	お支払いの対象となる事故の範囲を限定し、相手自動車との衝突・接触事故および火災・爆発・盗難・いたずら等のお車の走行に起因しない事故に限り保険金をお支払いします。ただし、衝突・接触事故の場合は、相手自動車およびその運転者(または所有者)が確認できた場合に限りお支払いします。	<p>【対象となる損害または傷害】 一般車両 ご契約のお車が衝突・接触・火災・盗難・台風・洪水・高潮などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。 車対車+A ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、かつ、相手自動車とその運転者または所有者が確認されたときに保険金をお支払いします。さらに火災・爆発・盗難・台風・洪水などによる損害に対しても保険金をお支払いします。 車両保険の無過失事故に関する特約(自動的に付帯されます。) 相手自動車との接触、衝突によってご契約のお車または積載中の身の回り品に生じた損害に対して、車両保険金または身の回り品特約の保険金をお支払いする場合で、次の条件をいずれも満たしているときは、車両保険の免責金額および当会社と締結する次契約のノンフリート等級の決定において、車両保険金および身の回り品特約の保険金を支払わなかったものとして取扱います。 (注)身の回り品特約については18ページをご参照ください。 事故の発生に関してご契約のお車を使用・管理していた方に過失がなか</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】 ご契約のお車が偶然な事故^(注2)によって損害を被った場合 (注2)車両保険のご契約方式には、補償範囲が広い「一般条件」と補償を一部限定した「車対車+A」の2通りがあります。</p> <table border="1" data-bbox="2122 1564 2858 1759"> <tr> <td></td> <td>電柱・建物等自動車以外の他物との衝突・接触やあて逃げおよび転覆・墜落による損害</td> <td>他の自動車やバイクとの衝突・接触による損害</td> <td>火災・爆発・盗難・台風・こう水・高潮等による損害、いたずらによる損害</td> </tr> <tr> <td>一般条件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車対車+A</td> <td>補償されません</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </table> <p>1自動車相互間衝突危険「車両損害」担保特約(相手自動車確認条件付)+車両危険限定担保特約(A)+車両損害のいたずら担保特約の総称です。 2「相手自動車」と「その運転者または所有者」が確認された場合に限り。ます。</p> <p>【お支払いする保険金】</p>		電柱・建物等自動車以外の他物との衝突・接触やあて逃げおよび転覆・墜落による損害	他の自動車やバイクとの衝突・接触による損害	火災・爆発・盗難・台風・こう水・高潮等による損害、いたずらによる損害	一般条件				車対車+A	補償されません	2																																																																																																																																																	
一般車両保険	衝突・接触、火災・爆発・盗難・いたずら、物の飛来・落下、あて逃げ、墜落・転覆等の偶然な事故全般について、保険金をお支払いします。																																																																																																																																																																		
エコノミーワイド	お支払いの対象となる事故の範囲を限定し、相手自動車との衝突・接触事故および火災・爆発・盗難・いたずら等のお車の走行に起因しない事故に限り保険金をお支払いします。ただし、衝突・接触事故の場合は、相手自動車およびその運転者(または所有者)が確認できた場合に限りお支払いします。																																																																																																																																																																		
	電柱・建物等自動車以外の他物との衝突・接触やあて逃げおよび転覆・墜落による損害	他の自動車やバイクとの衝突・接触による損害	火災・爆発・盗難・台風・こう水・高潮等による損害、いたずらによる損害																																																																																																																																																																
一般条件																																																																																																																																																																			
車対車+A	補償されません	2																																																																																																																																																																	

項目	D社	E社	F社															
	<p>・損害防止軽減費用 ・権利保全行使費用 ・運搬費用¹ ・盗難引取費用¹ ・共同海損分担費用</p> <p>全損時諸費用保険金² ご契約のお車が全損となる場合に、保険金額の10%(40万円限度)をお支払いします。³</p> <p>修理時諸費用保険金² 全損以外の場合で、ご契約のお車の損害額(修理費等)が50万円以上となる時に、損害額(修理費等)の5%(10万円限度)をお支払いします。³</p> <p>1 運搬費用、盗難引取費用は、1回の事故につき、それぞれ保険金額の10%または10万円のいずれか高い額を限度にお支払いします。 2 全損時・修理時諸費用特約によりお支払いします。 3 買替時登録諸費用保険金または再取得時諸費用保険金が支払われる場合は、全損時諸費用保険金および修理時諸費用保険金をお支払いしません。</p>	<p>ったことが確定すること。 事故の相手自動車とその運転者または所有者が確認できること。</p> <p>【お支払いする保険金】 修理できない場合(盗難、水没など) 協定保険価額(お車の時価額)をお支払いします。また、臨時費用保険金として、協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。 修理できる場合 損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、ご契約時にお決めいただいた修理支払限度額を限度とします。また、修理支払限度額が協定保険価額以下の場合で、損害額が協定保険価額以上のときには、免責金額を差し引かず協定保険価額をお支払いするとともに、臨時費用として協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。 保険契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約のお車が自力で移動することができない場合に最寄りの修理工場等に当該お車を運搬するための費用など)を支出した場合は、当該費用の額を所定の金額を限度に保険金額とは別枠でお支払いします。 部分品(バンパーなど)の損傷などご契約のお車が補修できる場合に、部品交換による修理をしたときには、その費用の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。 被保険自動車の盗難に関する代車等費用担保特約(自動的に付帯されます。) 盗難(付属品等一部分のみの盗難を除きます。)に遭い、使用不能となったときに、盗難を警察に届け出た場合に限り、使用不能日から最初の3日を控除した日数に対し、1日につき3,000円を30日を限度にお支払いします。</p>	<table border="1" data-bbox="2119 184 2861 506"> <thead> <tr> <th>ご契約のお車の状態</th> <th>お支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)修理費が協定保険価額以上となる場合またはご契約のお車の損傷を修理できない場合</td> <td>協定保険価額 (注)保険金額限度</td> </tr> <tr> <td>(2)ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合</td> <td>協定保険価額 (注)保険金額限度</td> </tr> <tr> <td>(3)上記(1)、(2)以外の場合</td> <td>損害額 - 保険証券記載の免責金額(自己負担額) (注)保険金額限度</td> </tr> </tbody> </table> <p>協定保険価額とは、ご契約時におけるご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 上記保険金とは別に次の費用保険金をお支払いします(主なもの) ・事故現場からもよりの修理工場までの搬送費用(10万円または協定保険価額の10%のいずれか高い額が限度) ・盗難にあったお車を引き取るための費用のうち上記費用を除いたもの(10万円または協定保険価額の10%のいずれか高い額が限度)</p>	ご契約のお車の状態	お支払額	(1)修理費が協定保険価額以上となる場合またはご契約のお車の損傷を修理できない場合	協定保険価額 (注)保険金額限度	(2)ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合	協定保険価額 (注)保険金額限度	(3)上記(1)、(2)以外の場合	損害額 - 保険証券記載の免責金額(自己負担額) (注)保険金額限度							
ご契約のお車の状態	お支払額																	
(1)修理費が協定保険価額以上となる場合またはご契約のお車の損傷を修理できない場合	協定保険価額 (注)保険金額限度																	
(2)ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合	協定保険価額 (注)保険金額限度																	
(3)上記(1)、(2)以外の場合	損害額 - 保険証券記載の免責金額(自己負担額) (注)保険金額限度																	
<p>事故・故障付随費用保険</p>	<p>衝突、接触等の偶然な事故やエンジントラブル等の故障によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合や、ご契約のお車に搭乗中の事故により死亡または入院された場合に、次の保険金をお支払いします。ただし、故障については、ご契約のお車が自力走行できなくなり、故障発生地から修理工場等へ運搬される場合に限りお支払いします。</p> <p>運搬・搬送・引取費用保険金 ご契約のお車を事故、故障現場から修理工場へ運搬する場合や、修理工場で修理を終えた後に引き取る場合に、その費用について、15万円を限度としてお支払いします。</p> <p>臨時宿泊費用保険金 事故、故障現場の最寄りのホテル等に臨時に宿泊せざるを得なかった場合に、1泊分の費用を、被保険者1名あたり1万円を限度としてお支払いします。</p> <p>臨時帰宅・移動費用保険金 事故、故障現場からご自宅や出発地または当面の目的地へ移動する場合に、交通費について、被保険者1名あたり2万円を限度としてお支払いします。ただし、ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等の利用により通常の交通費を超過した場合、その超過額はお支払いしません。</p> <p>キャンセル費用保険金 旅行やコンサートなどをキャンセルした場合に、キャンセル費用について、50万円を限度としてお支払いします。</p>	<p>【対象となる損害または傷害】 ご契約のお車が、事故または故障によって走行不能となった場合に、右記～の費用を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。 また、ご契約のお車に搭乗中の方が、運行に起因する事故等により、死亡または入院した場合に、右記～の費用を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。 ～の費用のお支払いは、故障の場合には、が支払われること、または、最寄りの修理工場へ運搬されることが条件となります。また、事故の場合には、偶然な事故によって走行不能になることが条件となります。 故障による走行不能を原因とする保険金のお支払いは、保険期間1年につき1回となります。 (注)ご契約のお車を通常保管している車庫などで生じた事故や故障による走行不能の場合はの費用はお支払いの対象となりません。</p> <p>【お支払いする保険金】 運搬費用保険金() 最寄りの修理工場等にレッカー車で運搬する費用を、1事故につき15万円を限度に実費をお支払いします。原則として車両保険からお支払いしますが、この保険を優先してお支払いすることも可能です。 臨時宿泊費用保険金 臨時に最寄りのホテル等有償の宿泊施設に宿泊したときの1泊分の客室料を1事故につき1名あたり1万円を限度に実費でお支払いします。 臨時帰宅費用保険金 事故にあわれた地などから居住地または当面の目的地へ合理的な経路・方法で移動するための交通費を、1事故につき1名あたり2万円を限度に実費でお支払いします。 搬送・引取費用保険金() ご契約のお車の修理完了後、または搭乗中の方が死亡または入院した場合に、お車またはお車の積載物を引き取るために必要な費用を、1事故につき15万円を限度に実費でお支払いします。 キャンセル費用保険金</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】 事故や故障により、ご契約のお車が自力走行不能となった場合またはご契約のお車に乗車中の方が自動車事故により死亡または入院された場合</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <table border="1" data-bbox="2119 1142 2861 1759"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>お支払い内容</th> <th>お支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搬送・引取費用</td> <td>ご契約のお車の修理完了後、ご自宅もよりの弊社の指定する場所までの搬送・引取費用</td> <td>実際にかかった費用 [10万円限度]</td> </tr> <tr> <td>臨時宿泊費用</td> <td>臨時に宿泊した1泊分の宿泊費用(飲食費を除く)</td> <td>実際にかかった費用 [1.5万円限度]</td> </tr> <tr> <td>臨時帰宅費用(注)</td> <td>事故・故障現場からの帰宅または当面の目的地への移動にかかった費用</td> <td>実際にかかった費用 [2万円限度] (タクシーまたはレンタカーを利用した場合[1台あたり3万円限度])</td> </tr> <tr> <td>キャンセル費用</td> <td>予定していたサービスのキャンセル費用</td> <td>{(実際にかかった費用) - (1,000円または当該キャンセル費用の20%のいずれか高い額)} [50万円限度]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)自力走行できなくなった時から起算して24時間以内に利用した費用に限りません。</p>	項目	お支払い内容	お支払額	搬送・引取費用	ご契約のお車の修理完了後、ご自宅もよりの弊社の指定する場所までの搬送・引取費用	実際にかかった費用 [10万円限度]	臨時宿泊費用	臨時に宿泊した1泊分の宿泊費用(飲食費を除く)	実際にかかった費用 [1.5万円限度]	臨時帰宅費用(注)	事故・故障現場からの帰宅または当面の目的地への移動にかかった費用	実際にかかった費用 [2万円限度] (タクシーまたはレンタカーを利用した場合[1台あたり3万円限度])	キャンセル費用	予定していたサービスのキャンセル費用	{(実際にかかった費用) - (1,000円または当該キャンセル費用の20%のいずれか高い額)} [50万円限度]
項目	お支払い内容	お支払額																
搬送・引取費用	ご契約のお車の修理完了後、ご自宅もよりの弊社の指定する場所までの搬送・引取費用	実際にかかった費用 [10万円限度]																
臨時宿泊費用	臨時に宿泊した1泊分の宿泊費用(飲食費を除く)	実際にかかった費用 [1.5万円限度]																
臨時帰宅費用(注)	事故・故障現場からの帰宅または当面の目的地への移動にかかった費用	実際にかかった費用 [2万円限度] (タクシーまたはレンタカーを利用した場合[1台あたり3万円限度])																
キャンセル費用	予定していたサービスのキャンセル費用	{(実際にかかった費用) - (1,000円または当該キャンセル費用の20%のいずれか高い額)} [50万円限度]																

項目	D社	E社	F社
<p>新車特約</p>	<p>ご契約のお車が初度登録時の所有者から変更されていない場合で、満期日が初度登録(初度検査)から37か月以内となる車両保険付契約にセットできます。ただし、初度登録時の所有者が自動車販売業者で、その後、買主に名義が変更されたお車の場合はセットできません。</p> <p>ご契約の車両保険においてお支払いの対象となる事故によりご契約のお車に大きな損害¹が生じ、お車の買替または修理をされる場合に、次の保険金(新車買替費用等)をお支払いします。ただし、事故日の翌日から90日以内に代替のお車を取得またはご契約のお車を修理される場合に限りお支払いします。</p> <p>車両損害保険金 代替のお車を取得される場合は、新車買替費用(車両本体価格+付属品+消費税)について、新車保険金額を限度としてお支払いします。ご契約のお車を修理される場合は、修理費について、新車保険金額を限度としてお支払いします。なお、お車の買替および修理をしない場合または盗難の場合は、車両保険の保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>再取得時諸費用保険金² 代替のお車を取得される場合は、新車保険金額の15%(下限10万円、上限40万円)をお支払いします。³ なお、盗難の場合にも、代替のお車を取得される場合はお支払いします。</p> <p>1 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。 ・損害額(修理費等)が新車保険金額の50%以上となる場合(ただし、お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限りです) ・修理費が車両保険の保険金額以上となる場合 ・お車を修理できない場合</p> <p>2 再取得時諸費用特約によりお支払いします。 3 買替時登録諸費用保険金³が支払われる場合は、再取得時諸費用保険金をお支払いしません。</p>	<p>予約をしていた特定のサービスの全部または一部を受けられなくなった場合のキャンセル費用から、1,000円もしくはキャンセル費用の20%のいずれか高い額を控除した額をお支払いします。ただし、1事故につき50万円を限度とします。運搬費用保険金と搬送・引取費用保険金が同一の事故で支払われる場合には、合計で15万円が限度となります。</p> <p>【対象となる損害または傷害】 ご契約のお車が事故で全損(修理不能または修理費が協定保険価額以上)または新車価格相当額の50%以上の損害が発生し、かつ、被保険者がその代替として新たに自動車を取得する場合。または全損の場合で協定保険価額をこえて修理するとき、新車価格相当額を限度にその費用を保険金としてお支払いします。</p> <p>【お支払いする保険金】 新たに取得した自動車の価格が新車価格相当額を下回る場合には、当該自動車の価格をお支払いします。ただし全損の場合は、協定保険価格を下回らないものとします。また、盗難によって生じた損害(発見されるまでの間に生じた損害を含みます。)については、協定保険価額が支払保険金の限度となります。 全損の場合(ご契約のお車を修理した場合を除きます。)または修理費が新車価格相当額の50%以上となりお車を再取得された場合には、上記とは別に、支払保険金の15%に相当する額(30万円限度。10万円以下の場合は10万円。)を再取得時諸費用保険金としてお支払いします。</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】 新車で購入されたお車が車両事故により、修理費がご契約時に設定した新車価格の50%以上となる場合または全損となった場合(事故の日の翌日から90日以内に新車に買い替えられた場合に限りです)</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>購入価格または新車価格の いずれか低い額</p> </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>新車価格の10% (下限10万円・上限30万円)</p> </div>
<p>他車運転危険担保特約</p>	<p>ご自身およびそのご家族が、友人・知人等から臨時に借りたお車¹を運転中(駐車または停車中を除きます)の事故について、ご契約のお車を運転中の事故と同様に、保険金をお支払いします。^{2 3} また、臨時に借りたお車の保険契約に優先して保険金をお支払いすることができます。</p> <p>1 自家用8車種の場合に限りです。また、ご自身またはそのご家族が所有または常時使用されるお車を除きます。 2 車両保険の保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度にお支払いします。また、新車特約、買替時登録諸費用特約等の保険金はお支払いしません。 3 本特約により保険金をお支払いした場合、次契約の等級決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様となります。</p>	<p>【対象となる損害または傷害】 記名被保険者が個人である場合に自動的に付帯されます。借用中の自動車が、自家用8車種である場合のみ対象となります。借用中の自動車を記名被保険者またはその同居の親族などの方が運転中に、対人賠償、対物賠償等の事故が発生した場合には、借用中の自動車の保険で支払われない超過する損害について、ご契約のお車と同様の補償内容にて保険金をお支払いします。また、一定の条件を満たした場合には、ご自身の保険を借用中の自動車の保険に優先して支払うことができます。</p> <p>借用中の自動車の車両損害については、ご契約のお車または借用中の自動車のどちらかに車両保険の加入があり、かつ、車両保険金が支払われる事故である場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し、対物賠償の対象として保険金をお支払します。</p> <p>【お支払いする保険金】 ご契約のお車の補償内容に従い、対人賠償、対物賠償等の保険金額(ご契約金額)をもって、保険金をお支払いします。なお、借用自動車の車両損害についても、対物賠償の対象として保険金をお支払いします。ただし、酒気帯び・無免許・麻薬服用などの運転による車両損害についてはお支払いの対象となりません。</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】 記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚の子(婚姻歴のない方)が他人の自動車を運転中の事故</p> <p>【お支払いする保険金】 対人賠償保険・対物賠償保険・自損事故危険担保特約に準じます。 (注)他人の自動車の損害(貸主に対する賠償責任)については、ご契約のお車と他人の自動車のいずれかの車両保険で保険金お支払いの対象となる事故であることを条件に対物賠償保険で保険金をお支払いします。</p>
<p>弁護士費用特約</p>	<p>日常生活被害事故(交通被害事故を含みます)により死傷された場合や財物に損害が生じた場合で、弁護士費用や法律相談費用を負担されるときに、次の保険金をお支払いします。</p> <p>弁護士等費用保険金 相手の方への損害賠償請求を行う場合に、弊社の同意を得て支出される弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等</p>	<p>【対象となる損害または傷害】 被保険者(記名被保険者またはそのご家族、ご契約のお車に搭乗中の方など)が次のいずれかの被害事故に遭い、賠償義務者に対する損害賠償請求について弁護士・司法書士・行政書士・裁判所またはあっせんもしくは仲裁をおこなう所定の機関に委任または相談を行った場合に負担</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】 被保険者が自動車事故によって、身体や財物の被害を被り、相手方に損害賠償請求を行う場合または自動車事故によって、被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合</p>

項目	D社	E社	F社																																									
	<p>について、被保険者1名につき300万円を限度としてお支払いします。</p> <p>法律相談費用保険金 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、弊社の同意を得て支出される法律相談費用について、被保険者1名につき10万円を限度としてお支払いします。</p> <p>(注)ご契約のお車と、ご契約のお車以外でご自身またはそのご家族が所有または常時使用されるお車のいずれにも弁護士費用特約をセットする場合は、補償の重複が生じますのでご注意ください。</p>	<p>する費用に対して保険金をお支払いします。ただし当社の同意を得て支出した費用にかぎりです。</p> <p>相手自動車との事故により、被保険者が死傷すること、または被保険者の財物に損害が生じること。</p> <p>のほか、自動車搭乗中の事故により、被保険者が死傷すること、または被保険者の財物に損害が生じること。</p> <p>のほか、ご契約のお車または被保険者が所有する他のお車に損害が生じること。</p> <p>業務に使用する財物(ご契約のお車を除きます。)の被害は対象外です。</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>1回の被害事故につき、被保険者1名あたり300万円(法律相談費用は別枠で10万円)を限度としてお支払いします。</p>	<p>【お支払いする保険金】</p> <p>争訟費用</p> <p>注：300万円限度</p> <p>争訟費用とは、保険金お支払い対象となる事故による損害賠償に関する争訟(以下、「当該争訟」といいます)について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用、またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをとるために要した費用(当該争訟に関する弁護士等に対する法律相談料を含みます)を指し、収入の喪失を含みません。</p>																																									
ファミリーバイク特約	<p>次のいずれかの特約をお選びいただけます。</p> <p>ファミリーバイク特約(人身傷害あり) ご自身およびそのご家族が、原動機付自転車(臨時に借りた原動機付自転車を含みます)を運転中の事故について、ご契約のお車を運転中の事故と同様に、対人賠償保険金、対物賠償保険金、人身傷害保険金、自損事故保険金等をお支払いします。¹また、臨時に借りた原動機付自転車の保険契約に優先して保険金をお支払いすることができます。</p> <p>ファミリーバイク特約(人身傷害なし) ご自身およびそのご家族が、原動機付自転車(臨時に借りた原動機付自転車を含みます)を運転中の事故について、ご契約のお車を運転中の事故と同様に、対人賠償保険金、対物賠償保険金、自損事故保険金等をお支払いします。^{1 2}また、臨時に借りた原動機付自転車の保険契約に優先して保険金をお支払いすることができます。</p> <p>1 無保険車傷害特約の保険金は、無保険車傷害特約により、ご契約のお車を運転中の事故と同様にお支払いします。</p> <p>2 臨時に借りた原動機付自転車を運転中の事故については、人身傷害保険の保険金は、人身傷害保険により、ご契約のお車を運転中の事故と同様にお支払いします。ただし、人身傷害保険のシンプルタイプをお選びいただいた場合はお支払いしません。</p>	<p>原動機付自転車(125cc以下)に乗っているときの事故を補償します。</p> <p>対象となるバイク</p> <p>125cc以下の二輪自動車および50cc以下の三輪以上の乗用車(借りたバイクも含みます。)</p> <p>運転者の条件</p> <p>記名被保険者とそのご家族(特約に定める一定条件を満たした方に限ります。)</p> <p>補償内容</p> <table border="1" data-bbox="1359 804 2006 919"> <thead> <tr> <th></th> <th>対人賠償</th> <th>対物賠償</th> <th>人身傷害</th> <th>自損事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人身タイプ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自損タイプ</td> <td></td> <td></td> <td>x</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>人身傷害補償保険とは、重複して保険金は支払われません。</p>		対人賠償	対物賠償	人身傷害	自損事故	人身タイプ					自損タイプ			x		<p>【保険金をお支払いする場合】</p> <p>記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚の子(婚姻歴のない方)が原動機付自転車^(注)を運転中の対人・対物賠償事故および人身傷害事故</p> <p>(注)原動機付自転車とは、総排気量125cc以下の二輪自動車および総排気量50cc以下の三輪以上の自動車をいいます。</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>対人賠償保険・対物賠償保険・人身傷害補償保険に準じます。</p>																										
	対人賠償	対物賠償	人身傷害	自損事故																																								
人身タイプ																																												
自損タイプ			x																																									
割引等	<p>運転者の年齢条件</p> <p>お車を運転される「ご自身およびその同居のご家族」¹と、お車を業務で運転される「ご自身またはその同居のご家族が営む事業の従業員」の中で最も若い方の年齢により年齢条件をお決めください。²</p> <p>上記以外の方は、年齢を問わず補償します。</p> <p>運転者の年齢条件：35才以上補償、30才以上補償、26才以上補償、21才以上補償、年齢を問わず補償</p> <p>1「記名被保険者」、「記名被保険者の配偶者」および「記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」をいいます。</p> <p>2 記名被保険者が法人の場合は、お車を「運転される方」の中で最も若い方の年齢で年齢条件をお決めください。</p>	<p>お子様¹以外のご家族²で、ご契約のお車を運転される最も若い方は、何歳ですか？</p> <p>(個人事業主の場合は、ご家族のほか従業員の年齢も含めてお選びください。)</p> <p>18歳～、21歳～、24歳～、27歳～、30歳～、35歳～</p> <p>1「お子さま」とは、記名被保険者またはその配偶者の同居の子、同居の「子の配偶者」、別居の未婚の子をいいます。</p> <p>2「ご家族」とは、記名被保険者、の配偶者、の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。</p>	<p>運転者の年齢条件をご確認ください。</p> <p>(1)「 」では同居のご家族等 以外の方がご契約のお車を運転される場合は、年齢を問わず補償されます。年齢条件をお決めの際には、同居のご家族等 で運転される方のうち最も若い方の年齢により条件をお決めください。</p> <p>(2)「 」では、対象となる全てのお車について、運転者の年齢により下表(ア)～(オ)の契約方式があります。</p> <table border="1" data-bbox="2125 1360 2822 1581"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運転者の年齢</th> <th colspan="5">補償されます x:補償されません</th> </tr> <tr> <th>20歳以下</th> <th>21歳～25歳</th> <th>26歳～29歳</th> <th>30歳～34歳</th> <th>35歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)年齢を問わず補償</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ)21歳以上補償</td> <td>x</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ウ)26歳以上補償</td> <td>x</td> <td>x</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(エ)30歳以上補償</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(オ)35歳以上補償</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「同居のご家族等」とは以下のいずれかの方をいいます。</p> <p>記名被保険者 記名被保険者の配偶者(内縁を含みます。以下同様)</p> <p>記名被保険者またはその配偶者の同居の親族</p> <p>～ のいずれかの方が営む事業の業務(家事を除きます。以下同様)に従事中の従業員</p> <p>(注)上表の(イ)～(オ)の契約方式をお選びいただいた場合、「家族運転者等の年齢条件に関する特約」がセットされます。</p>	運転者の年齢	補償されます x:補償されません					20歳以下	21歳～25歳	26歳～29歳	30歳～34歳	35歳以上	(ア)年齢を問わず補償						(イ)21歳以上補償	x					(ウ)26歳以上補償	x	x				(エ)30歳以上補償	x	x	x			(オ)35歳以上補償	x	x	x	x	
運転者の年齢	補償されます x:補償されません																																											
	20歳以下	21歳～25歳	26歳～29歳	30歳～34歳	35歳以上																																							
(ア)年齢を問わず補償																																												
(イ)21歳以上補償	x																																											
(ウ)26歳以上補償	x	x																																										
(エ)30歳以上補償	x	x	x																																									
(オ)35歳以上補償	x	x	x	x																																								
子供特約	<p>お車を「同居のお子さま」³が運転中の事故については、「運転者の年齢条件」を満たさない場合であっても、「子供特約の年齢条件」を満たすときには保険金をお支払いします。⁴</p> <p>子供特約の年齢条件：30才以上補償、26才以上補償、21才以上補償、年齢を問わず補償</p>	<p>主契約の年齢条件とは別に「子供特約」を付帯いただくことで、よりきめこまかな年齢条件の設定が可能となります。</p> <p>ご契約のお車を運転される最も若いお子さま¹は、何歳ですか？</p> <p>(ご契約の年齢条件未満のお子さまがお車を運転される場合)</p> <p>18歳～、21歳～、24歳～、27歳～、30歳～</p>	<p>4の年齢条件とは別に同居のお子様の年齢条件を設定していただくことで同居のお子様の事故も補償します。</p> <p>30歳以上補償、26歳以上補償、21歳以上補償、年齢を問わず補償</p> <p>運転者本人・配偶者限定特約または運転者本人限定特約を合わせてセットすることはできません。</p>																																									

項目	D社	E社	F社																				
	<p>3「記名被保険者またはその配偶者の同居のお子さま」および「記名被保険者またはその配偶者のお子さまの配偶者（記名被保険者またはその配偶者と同居されている場合に限り）」をいいます。</p> <p>4 ご契約のお車を所有またはもっぱら使用される方が同居のお子さまの場合、子供特約はセットできません。同居のお子さまの年齢にあわせて「運転者の年齢条件」をお選びください。</p>	<p>(注1) お子さまのうち「別居の未婚のお子さま」については、「臨時運転者特約」を付帯いただくことで補償することも可能です。</p> <p>(注2) 「運転者「本人・配偶者」限定特約」付帯のご契約には「子供特約」を付帯することができません。</p> <p>(注3) お子さま自身がご契約のお車の所有者または主たる使用者であるご契約には、「子供特約」を付帯することができません。</p> <p>1 「お子さま」とは、記名被保険者またはその配偶者の同居の子、同居の「子の配偶者」、別居の未婚の子をいいます。</p>	<p>「同居のお子様」とは 記名被保険者またはその配偶者の同居の子の配偶者(記名被保険者またはその配偶者と同居の場合に限り)をいいます。</p> <p>ご契約のお車の所有者がお子様の場合またはご契約のお車をお子様ももっぱら使用される場合は、記名被保険者をお子様にし、年齢条件もお子様の年齢にあわせて設定してください(同居の子追加担保特約をセットすることはできません)。</p>																				
運転者本人・配偶者限定	<p>お車を運転中の事故については、運転者が「ご自身またはその配偶者」⁵の場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>5 「記名被保険者」または「記名被保険者の配偶者」をいいます。</p>	<p>運転される方をご家族のうち記名被保険者ご本人と配偶者の方に限定することで、保険料を8%割引します。</p> <p>(注)記名被保険者ご本人およびその配偶者以外の方が運転中に発生した事故については、保険金をお支払いできません。</p>	<p>運転される方の範囲をご確認ください。</p> <p>ご契約のお車を運転される方を限定することにより保険料を割引くことができます。なお、上記の運転者の年齢条件と併せてご契約の場合、限定された運転者の方が、ご契約の年齢条件を満たしている必要があります。^(注1)</p> <p style="text-align: right;">○：補償されます ×：補償されません</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">運転される方 ／ セットする特約</td> <td style="text-align: center;">記名被保険者</td> <td style="text-align: center;">の配偶者</td> <td style="text-align: center;">または同居^(注4)の親族または別居の未婚の子(婚姻歴のない方)</td> <td style="text-align: center;">～ 以外の方(友人、知人など)</td> </tr> <tr> <td>運転者家族限定特約</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>運転者本人・配偶者限定特約^(注3)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>運転者本人限定特約^(注2)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>	運転される方 ／ セットする特約	記名被保険者	の配偶者	または同居 ^(注4) の親族または別居の未婚の子(婚姻歴のない方)	～ 以外の方(友人、知人など)	運転者家族限定特約				×	運転者本人・配偶者限定特約 ^(注3)			×	×	運転者本人限定特約 ^(注2)		×	×	×
運転される方 ／ セットする特約	記名被保険者	の配偶者	または同居 ^(注4) の親族または別居の未婚の子(婚姻歴のない方)	～ 以外の方(友人、知人など)																			
運転者家族限定特約				×																			
運転者本人・配偶者限定特約 ^(注3)			×	×																			
運転者本人限定特約 ^(注2)		×	×	×																			
運転者家族限定	<p>お車を運転中の事故については、運転者が「ご自身またはそのご家族」⁶の場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>6 「記名被保険者」、「記名被保険者の配偶者」、「記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」または「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま」をいいます。</p>	<p>運転される方をご家族(記名被保険者・配偶者、これらの同居の親族、別居の未婚の子)に限定することで、保険料を3%割引します。</p> <p>(注)ご家族以外の方が運転中に発生した事故については、保険金をお支払いできません。</p>																					
使用目的	<p>お車をどのようにお使いですか？</p> <p>記名被保険者だけでなく、ご契約のお車を使用される全ての方の使用実態によりご判断ください。</p> <p>業務使用：お車を通常、業務(仕事)に使用されている場合⁹</p> <p>通勤・通学使用：「業務使用」に該当せず、お車を通常、通勤・通学に使用されている場合^{9 10}</p> <p>日常・レジャー使用：「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</p> <p>9 「通常」とは、年間を通じて週5日以上または月15日以上の使用頻度をいいます。「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合には、その時点)以降1か年間をいいます。</p> <p>10 「通勤・通学」には、最寄り駅等への送迎やお子さまの通学の送迎を含みます。</p> <p>(注)記名被保険者が法人である場合には、「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれかとなります。</p>	<p>お車の使用目的は？</p> <p>レジャー使用：下記[通勤・通学使用][業務使用]には該当せず、お車をもっぱら買い物やレジャー等の目的で使用されている場合</p> <p>通勤・通学使用：下記[業務使用]には該当せず、お車を通常、通勤・通学(最寄り駅への送迎を含みます。)にも使用されている場合</p> <p>業務使用：お車を通常、仕事にも使用されている場合</p> <p>(注)[通常]とは、年間を通じて週5日以上または月15日以上の使用頻度をいいます。</p> <p>誤った「お車の使用目的でご契約された場合、事故発生時に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p> <p>保険期間の途中で使用目的が変更になった場合は、異動の手続きが必要となります。</p>	<p>使用目的をご確認ください。</p> <p>ご契約のお車の使用実態により、下記の使用区分からお選びください。ご契約のお車を運転されるすべての方の使用実態によりご判断ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>判断の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務使用</td> <td>お車を「年間を通じて週5日以上または月15日以上業務(仕事)」に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学使用</td> <td>「業務使用」に該当せず、お車を「年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学(最寄り駅等への送迎を含む)」に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>日常・レジャー使用</td> <td>「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td> </tr> </tbody> </table>	区分	判断の基準	業務使用	お車を「年間を通じて週5日以上または月15日以上業務(仕事)」に使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、お車を「年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学(最寄り駅等への送迎を含む)」に使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合												
区分	判断の基準																						
業務使用	お車を「年間を通じて週5日以上または月15日以上業務(仕事)」に使用する場合																						
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、お車を「年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学(最寄り駅等への送迎を含む)」に使用する場合																						
日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合																						
ゴールド免許割引	<p>始期日時点で有効な記名被保険者⁸の免許証の色がゴールドで、運転者の年齢条件が26才以上補償、30才以上補償または35才以上補償の場合に適用できます。また、始期日が免許更新期間(誕生日の前後1か月間)内にある場合は、更新前後の免許証のいずれかがゴールド免許証であるときに割引を適用できます。</p> <p>7 26才以上補償の場合には、約10%割引となります。</p> <p>8 記名被保険者は個人に限りです。</p>	<p>運転者の年齢条件が27歳以上担保・30歳以上担保・35歳以上担保のいずれかであり、お車を主に使用される方(記名被保険者)の保険始期時点での免許証の色がゴールドの場合、保険料がお得になります。</p>	<p>免許証の色をご確認ください。</p> <p>記名被保険者の免許証の色は？</p> <p>保険始期日時点における記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルー、グリーン)をご確認ください。</p>																				
車の装置・装備等による割引	別紙参照	別紙参照	別紙参照																				

別紙（車の装置・装備等による割引）

< D社 >

ご契約のお車の装備・装置等により保険料の割引が適用されます。（注）『自動車保険ご契約内容確認シート』のご案内に、お車の装備・装置等のご確認方法をご案内しておりますので、ご参照ください。

割引名	ご説明	割引が適用される補償項目					割引を適用できる可能性のある用途・車種					ご注意
		対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車両保険	普通乗用車	小型乗用車	軽四輪乗用車	小型貨物車	軽四輪貨物車	
エコカー割引	お車が次の低排出ガス車、低燃費車、低公害車のいずれかに該当する場合に、保険料を割引きます。 a. 低排出ガス車：平成12年度以降の排ガス規制適合車 b. 低燃費車：自動車燃費目標基準を満たす自動車 c. 低公害車：電気自動車・燃料電池車・メタノール自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車					1.5%割引						福祉車両割引と重複して適用することはできません。
福祉車両割引	お車に次のいずれかの補助装置が装備されている場合に、保険料を割引きます。 a. 手動装置 b. 左足用アクセル c. 足踏式方向指示器 d. 右駐車ブレーキレバー e. 足動装置 f. 運転用改造座席 g. 車椅子昇降装置および車椅子固定装置（共に装備されていること）					3%割引						エコカー割引と重複して適用することはできません。
イモビライザー割引	お車にメーカー標準装備またはメーカーオプション装備のメーカー純正イモビライザーが装備されている場合に、保険料を割引きます。	-	-	-	-	平均約5%割引						メーカー標準装備またはメーカーオプション装備ではない、後付のイモビライザーが装備されているお車は割引の対象となりません。
ABS割引	お車にABS（アンチロック・ブレーキング・システム）が装備されている場合に、保険料を割引きます。					約5%割引	-	5				
横滑防止装置割引	ABS割引が適用されるお車で、横滑防止装置が装備されている場合に、保険料を割引きます。					約5%割引	-	5				ABS割引が適用されない場合は、適用することはできません。
安全ボディー割引	お車の車体構造が弊社が定める衝突安全基準に適合している場合に、保険料を割引きます。	-	-			約10%割引	-	5				
エアバッグ割引	お車の運転席または運転席以外のいずれかにエアバッグが装備されている場合に、保険料を割引きます。	-	-			約10%割引	-	5				デュアルエアバック割引と重複して適用することはできません。
デュアルエアバッグ割引	お車の運転席と運転席以外の双方にエアバッグが装備されている場合に、保険料を割引きます。	-	-			約15%割引	-	5				エアバック割引と重複して適用することはできません。

5 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車については、型式別料率クラス制度により各割引の要素が織り込まれた保険料となっているため、割引は適用されません。

< E社 >

お車の装置などをご確認ください。

自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	お車の型式別に安全装置の効果も加味して決定された担保種目毎の料率クラス（1～9クラス）が適用されます。 （注）盗難防止装置、エコカー、福祉車両については右表のとおり割引が適用されません。
上記以外の自動車	お車の安全装置により右表の割引が適用されますのでご確認ください。

安全装置等	担保種目						
	対人賠償	自損事故	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車両	
事故予防装置	ABS	5%	5%	5%	5% ¹	5%	-
	横滑り防止装置 ²	5%	5%	5%	5% ¹	5%	-
損害軽減装置・構造	エアバッグ	-	10%	-	10% ¹	10%	-
	衝突安全ボディ ²	-	10%	-	10% ¹	10%	-
盗難防止装置 ²	イモビライザー ³	-	-	-	-	-	5%
	GPS追尾システム ³	-	-	-	-	-	3%
その他 ²	エコカー ⁴	保険料の1.5%					
	福祉車両 ⁴	保険料の3%					

- ご契約のお車に搭乗中の補償に対する保険料のみが割引の対象です。
- 当社の定める規定に合致しているものにかぎります。
- 盗難防止装置を重複して装備されている場合には、いずれか高い割引率を適用します。
- エコカーと福祉車両がいずれも対象となる場合は福祉車両割引を適用します。

新車割引

ご契約のお車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車で保険始期の属する月が初度登録年月から 25 ヶ月以内の場合、下表のように保険料を割り引きます。

車両	対人賠償・自損事故・対物賠償・ 搭乗者傷害・人身傷害
5%割引	9%割引

(注) 人身傷害については、ご契約のお車に搭乗中の補償に対する保険料のみが対象です。

< F 社 >

各種割引	対象自動車 (対象外自動車)	適用条件等	対象補償項目							割引率	適用上の注意
			対人賠償 保険	自損事 故危険 担保特 約	無保 険車 傷害 危険 担保特 約	対物 賠償 保険	人 身 傷 害 補 償 保 険	搭 乗 者 傷 害 保 険	車 両 保 険		
安全装置割引	エアバッグ割引	エアバッグが装備されている自動車 (自家用普通乗用車、自家用小型乗用車は対象外)	-	-	-	-	-	-	-	10%割引	-
	デュアルエアバッグ 割引	デュアルエアバッグ(運転席と助手席 両方)が装備されている自動車 (「エアバッグ割引」の対象外自動車に同じ)	-	-	-	-	-	-	-	15%割引	-
	安全ボディ割引	所定の安全基準を満たす自動車 (「エアバッグ割引」の対象外自動車に同じ)	-	-	-	-	-	-	-	10%割引	-
	A B S 割引	A B S が装備された自動車 (「エアバッグ割引」の対象外自動車に同じ)	-	-	-	-	-	-	-	5%割引	A B S 割引と横滑り防 止装置割引をあわせて 適用する場合の割引率 は 10%
	横滑り防止装置割引	横滑り防止装置が装備された自動車 (「エアバッグ割引」の対象外自動車に同じ)	-	-	-	-	-	-	-	5%割引	
新車割引	自家用普通乗用車または自家用小型 乗用車(レンタカー、教習用自動車 を含む) (構内専用車、外務省登録自動車、臨時運 航許可番号標または回送運行許可番号標 を使用する場合は対象外)	被保険自動車の初度登録年月から保 険期間の初日の属する年月までの期 間(以下「経過月数」という)が 25 か月以内であること (注)並行輸入車は製造年月日から保険始 期年月までの経過月数が 25 か月以 内であること	全補償項目							車両保険 5%割引 車両保険以外 9%割引	耐損傷性・修理性割引 と新車割引の条件も 同時に満たす場合 ・車両保険は耐損傷 性・修理性割引を 適用します ・その他の補償項目に は新車割引を適用し ます
耐損傷性・修理性割引	自家用普通乗用車または自家用小型 乗用車(レンタカー、教習用自動車 を含む)で、新形式の自動車	弊社の衝突実験装置を用いて行われ る所定の衝突実験により、耐損傷性・ 修理性の改善度に係わる所定の基準 を満たすこと	-	-	-	-	-	-	5,10,15% 割引 5,10,15% 割増 お車により 異なります		

エコカー割引	所定の基準を満たす「低公害車」、「優良低燃費車」、「低排出ガス車」、「超低PM認定車」	被保険自動車の初度登録(検査)年月から保険期間の初日の属する年月までの期間が13か月以内であること	全補償項目						3%割引	福祉車両割引とあわせて適用することはできません
福祉車両割引	消費税法に基づき、厚生労働大臣が指定する「身体障害者用物品及びその修理(厚生省告示第130号第1項37・38号)」に規定され非課税対象となる自動車	消費税非課税対象となる福祉車両であること	全補償項目						3%割引	エコカー割引とあわせて適用することはできません
盗難防止装置割引	弊社の定めるイモビライザー(トランスポンダ方式)、GPS追尾システム、異常通報システムのいずれかを装備(複数装備している場合を含む)している自動車	イモビライザー(トランスポンダ方式)が装備されていること	-	-	-	-	-	-	5%割引	各装備が重複しても割引率は加算されません
		GPS追尾システムが装備されていること							3%割引	
		異常通報システムが装備されていること							1%割引	